

7回
平成30年第 総 会
7月

白井市農業委員会会議録

平成30年7月6日 開会

平成30年7月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成30年7月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月24日火曜日
- ・事前審査会（案） 7月31日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総 会（案） 8月 7日火曜日
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは定刻前ではございますが、皆さんおそろいということで、始めさせていただきます。こんにちは。

本日は大変お忙しい中、平成30年7月定例総会に出席いただきまして、ありがとうございます。

ことしの梅雨明けは、例年になく早く、先月の29日に明けまして毎日暑い日が続いていましたが、ここ二、三日、曇り空や雨、きょうも雨が降っていますが、これから、気象庁ではこれが戻り梅雨と言っていましたけれども、これからまた暑い日が続くと思いますが、農作業等には十分水分補給等をされまして、熱中症等にならないように頑張ってくださいと思います。

それから、白井特産の梨の出荷もあと2週間ほどで始まりますが、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

また、きょうの総会の終了後、暑気払いということで予定されておりますけれども、こちらのほうの参加もよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出

席委員が過半数に達したため、これより平成30年7月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番、今井幹代委員、5番、福田孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

まず議案第1号なのですが、議案の1文字、議が抜けておりまして、申しわけありません。訂正をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、十余一字並木東側38番30。

地目、山林、現況、畑。

地積、4,198平方メートル。

権利者、柏市藤ヶ谷 番地、〇〇〇〇。

経営面積、66アール。

義務者、印西市白幡 番地、〇〇〇〇。

事由、所有権移転、売買となっています。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員 班長の内藤です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料1番です。

当日は権利者、〇〇〇〇さんにご主人の〇さん、義務者の〇〇〇〇さんの代理人で息子の〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、ネギ等いろいろな作物がきれいに栽培されていました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

この土地は、義務者、〇〇〇〇さんが高齢で耕作できなくなり、〇〇〇〇さんも養豚が主力で、売ることにしたそうです。

後継者については、現在農業をしていませんが、将来継ぐ可能性はあるそうです。

権利者の所有している主な農機具は、トラック、トラクター、管理機等そろっております。

労働力は、世帯員が13人で、3人が農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、300日。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在、所有している農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 山崎です。

現在、義務者、〇〇〇〇さんのお宅では畑などの耕作はされておらず、息子さんの〇〇〇〇さんが養豚業をされています。

今回の経緯ですが、〇〇〇〇さんが高齢となり、息子さんも畑をやらないということで、親戚関係にある〇〇さんにお譲りするということです。

私からは以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

内藤委員。

内藤秀樹委員 説明があるのですけれども、1の4の農業経営の実態のところで、世帯員従業者の状態というところがありますけれども、先ほど調査報告で、〇〇さんの夫の〇さんと言いましたけれども、これは、〇〇〇〇さんを書いてある方が「〇〇」と読むような

ので、世帯主の〇〇〇〇さんと混同しないようによろしくお願いいたします。

笠井会長 福田委員。

福田孝一委員 福田です、よろしくお願いします。

二つあるのですけれども、一つは、ネギ等が現状植えてあるということなのですから、それは誰が、どちらが栽培しているか、お伺いしたいのですけれども。

内藤秀樹委員 実際は、もう〇〇さんが少し前からやっていたようです。

福田孝一委員 わかりました。

あと二つ目なのですが、1の4の、今言った世帯員従業者、右側なのですから、世帯員の従業者の年齢が、10歳、7歳、4歳となっていますけれども、これは……。

済みません、1の4なのですから、農業経営の実態の右側と左側両方の、世帯員従業者の状態というのが、右側と左側が違ってきますよね。

左側が10人で右側が3人、それで3人が従業員なのですから、10歳、7歳、4歳と、これは。

笠井会長 内藤委員。

内藤秀樹委員 これは多分、右側の3人というのは、左側に書き切れなかった分を足したものだと思います。

福田孝一委員 世帯は一緒ということですか、右から左へ。

内藤秀樹委員 そうですね。

それと、世帯員ということで、従業者だけではなくて、世帯員全部書いているので、お孫さんまで全部入っていると思うのですけれども。

それで、7歳とか4歳とかの方がいらっしゃる。

福田孝一委員 13人の世帯員というのは、要はつながっているということなのですね。2枚にまたがっている。

内藤秀樹委員 書き切れなかったものを、右側に書き足しただけだと思いますけれども。

福田孝一委員 わかりました、ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

根本委員。

根本孝一委員 根本です。

1の3の構図のところで、38の30が今回の申請地なのですから、38の97という番地が、いやに複雑な形で残っているようなのですが、この辺はどなたが持っていて、今どういう状態なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

笠井会長 事務局。

事務局 ちょっと調べていないのですけれども、多分道路用地だと思うのですけれども、すごく囲われていますよね。

後で調べておきます。

根本孝一委員 それならば、道路用地であれば問題ないと思います。
 効率적という考え方をすると複雑だと思ったのですが、

事務局 そうですね、多分道路だと思います。

根本孝一委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますか。
 芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。
 家族13人ということで、すごいなと思ったのですが、〇〇さんそのものがもう65歳で、父、多分お父さんだと思うのですが、86歳が、結局これ主にやっていたらと思うのですよね。
 面積広げても、この方にお子さんが後継なさるのでしょうか、書いていないので。
 多分旦那さんは、30日、年間従事しているとあるのですが、この後、この人たちには、誰か後継する人がいるのでしょうか。

笠井会長 内藤委員。

内藤秀樹委員 農業経営の実態の従事日数ですが、これは間違いということ変ですが、事前審査会で伺ったときには、〇さんは86歳なので、ほぼもう働いていないですね。
 それで、〇〇さんの旦那さんの〇さんのほうですが、この方は代理店業と書いてありますけれども、それはほぼ運用的なものになっていて、実際は、30日と書いてありますけれども、300日程度は農業に従事しているそうなのです。
 それで、お孫さんなのですが、〇〇〇〇さん、この方が跡継ぎで、現在会社員ですが、将来的に継ぐ可能性は残っているということでした。

芦田恵子委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。
 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。
 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
 事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、中字一億442番4、外1筆。

地目、畑、現況、畑でございます。

地積、2筆で221.92平方メートル。

権利者、成田市公津の杜 丁目 番、〇〇〇〇。

義務者、白井市名内 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う使用貸借権、専用住宅、公衆用道路となっています。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員

内藤です。

議案第2号の調査報告をいたします。

資料2番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、申請代理人の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から北へ約3.7キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、第1種農地にも第3種農地にも該当しないので、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、義務者、〇〇〇〇さんの次男の権利者、〇〇〇〇さんの分家住宅を建設するためです。

次に、一般基準ですが、本申請は分家住宅ということですが、申請面積は221.92平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

資金は自己資金と借入金で賄う計画で、許可後は速やかに工事に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、近隣説明では特に意見はないとのことでした。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋谷茂男委員、お願いします。

秋谷茂男委員 秋谷です。

現在〇〇さんは、〇〇さん、〇〇さんで梨園を経営しております。

長男の〇〇さんは、図書館に勤務しており、梨園のほうを継ぐつもりはないそうです。

次男の〇〇さんは、航空サービスに勤務しており、現在成田市に住んでおります。行く行くは梨園を継ぐつもりでいるそうです。

〇〇さんの奥さんも、梨の忙しいときには手伝いをしていましたので、来月には子供も生まれ、今後のことを考え、白井市に戻って分家として家を建てようと思ったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

岩井委員。

岩井聡明委員 分筆された442の3の地番では、梨か何かを耕作されているということなのでしょうか。

秋谷茂男委員 その場所ですが、両親が生きていたときは、ビニールハウスを建てて、そこで野菜をつくっていた場所なのですけれども、両親が亡くなってからは、ハウスを取り壊して、今は何もつくっていない場所です。

岩井聡明委員 わかりました、ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

福田孝一委員。

福田孝一委員 2の7なのですけれども、申請地の周りの小屋、小屋、ビニールハウス、その先に梨畑があるのですよね、これ全部〇〇さんの土地ですか。

秋谷茂男委員 〇〇さんの土地です。

福田孝一委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長　では、質疑はないようでございますので、これより議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長　賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号につきましては、最適化推進委員の押田勝巳委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事にサインをすることができないとされております。

押田委員、一時退席をお願いいたします。

押田勝巳委員　はい。

〔押田勝巳委員 退場〕

笠井会長　議案第3号 平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局、高橋でございます。

議案第3号 平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

説明は割愛させていただきます。

5ページをごらんください。

1番、木字大山595番1、外1筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆で1,659平方メートルです。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、果樹。

期間、3年。

賃料、合計で8万円。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積、89アール。

新規。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

中村敦雄委員、お願いします。

中村敦雄委員 木地区担当の中村です。

こちらの土地は今現在、梨畑になっております。

それで、息子さんが、農業次世代人材投資資金という制度を使って梨を始めたのですが、そこからの収入はゼロということで、こちらから上がってきたものを収入にしたいということで借り受けるそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

福田委員。

福田孝一委員 福田です。

お聞きしたいのですが、〇〇さん、息子さんが新規就農は絡んでいない。

中村敦雄委員 新規就農者です。

福田孝一委員 就農者。

中村敦雄委員 それで、補助金を使って、新規50アールをふやしたのですけれども、そこからの収入は得られないので、梨で5年間、いや10年、ちょっとわからないのですけれども、一応年間150万は出るのですけれども、それは資材のほうに回すということで、こちらのほうから上がってきたものを給料にしようという考え方なので。

福田孝一委員 その土地だと、整備するのに5年、期間なののですけれども、5年以上。

中村敦雄委員 これに関しては、もう収穫がありますので、この借り受ける土地は、もう成木に近い状態なので。

福田孝一委員 別に5年以上でなくても構わないということですね。

中村敦雄委員 そうですね。

福田孝一委員 わかりました。

ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

押田委員の入室、お願いします。

〔押田勝巳委員 入場〕

笠井会長 次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したのでこれを報告いたします。

平成30年7月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。

①農地法第5条第1項第5号の規定による届出。

東京電力パワーグリッド株式会社による鉄塔工事のための一時使用で、期間が平成30年5月から平成31年6月まで。

こちらが10ページまででございます。

続きまして、11ページをごらんください。

こちら農地法第5条第1項第5号の規定による届出。

東京電力パワーグリッド株式会社による鉄塔工事のための一時使用で、期間が平成30年7月から平成31年9月までです。

こちらは12ページまでになっております。

以上でございます。

笠井会長 来月の報告は。

事務局 次第にありますとおり、8月の事前審査会、総会の日程につきましては、申請受付締め切りが7月24日、火曜日。

事前審査会（案）といたしまして、7月31日、火曜日、こちらは第1班の担当となります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策本部3となります。

総会（案）といたしまして、8月7日、火曜日、午後4時から、こちらも本庁舎2階災害対策本部3となります。

それから、就任から1年が経過しましたので7月20日からの新たな事前審査の班編成について、資料をお配りさせていただきましたけれども、事務局で案をつくってみました。

そちらのほう、確認をいたしたいのですが。

笠井会長 事務局の案のとおり来月からは班長さんが交代しますので、よろしくお願いいたします。

本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 今井幹代

白井市農業委員会議事録署名人 福田孝一